沖縄県「石油価格調整税」の新設(更新)について

|1. 新設(更新)の理由 [沖縄県協議書抜粋]

本県は、全国でも有数の離島県で、広大な海域に点在する多くの島しょから形成されている。

これらの島々では、地理的、自然的条件から、社会、経済等各方面において沖縄本島との格差が生じており、その格差を是正するため、本県では離島振興を重要施策の一つとして強力に推進しているところである。

その中で、本県においては復帰以来、県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るために、石油価格調整税を課税しており、その収入を主たる財源として、石油製品輸送等補助事業により離島地域への石油製品の輸送費補助を実施してきたところである。

石油製品は、生産、流通、消費等の全ての生活に関わる主要なエネルギー源であり、同事業の実施は離島住民の生活の安定と産業振興に大きく寄与している。

現行の沖縄県石油価格調整税条例は、令和6年3月31日をもって失効する予定であるが、離島地域における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るための施策は今後とも実施していく必要があり、その財政需要に充てるため、石油価格調整税の有効期限を延長するものである。

2. 概要 [沖縄県協議書より]

課税団体	沖縄県
税目名	石油価格調整税(法定外普通税)
課税客体	元売業者の揮発油の販売
	揮発油の販売数量から欠減量を控除した数量
課税標準	※ 欠減量・・・揮発油の貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当す
	る数量で規則で定めるもの(販売数量の100分の1.5)
納税義務者	揮発油の元売業者
税率	揮発油1キロリットルにつき1,500円
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度)約957百万円
非課税事項	(1) 揮発油の販売で輸出として行われるもの
	(2) 揮発油の販売で県外移出として行われるもの
	(3) 揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費する
	ためのものとして行われるもの
	(4) 既に石油価格調整税を課された揮発油の販売
徴税費用見込額	(平年度)約0.9百万円
課税を行う期間	3年間(令和6年4月1日~令和9年3月31日)

3. 同意要件との関係

石油価格調整税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- 〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄) (総務大臣の同意)
- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
 - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく 過重となること。
 - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

石油価格調整税の課税標準は「揮発油の販売数量から欠減量を控除した数量」であり、その一部について、「揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量」を課税標準とする揮発油税及び地方揮発油税(以下「揮発油税等」という。)と課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

本税の税率は1KLあたり1,500円(1Lあたり1,5円)である。

揮発油の製造者が元売業者となる場合、揮発油の製造者(=元売業者)には揮発油税等、石油価格調整税及び消費税等が課せられることとなるが、沖縄県における揮発油税等については沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律により、県内消費分の揮発油に対する軽減措置が講じられている(本土適用税率との差7,000円/KL(1Lあたり7円))。

最終的には揮発油を購入する消費者の負担となるとしても、上記の軽減措置が講じられており、本税が課されてもなお本土適用税率を下回っていることから、消費者にとって著しく過重な負担であるとは考えられない。

以上を踏まえると、当該石油価格調整税について、住民の負担が著しく過 重となるとはいえないと考えられる。

これらのことを踏まえると、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、

かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。

石油価格調整税は、元売業者による県内販売店への揮発油の販売に対して課税するとしているところ、揮発油の移動は物の流通に該当すると考えられる。 一方、

- ・ 離島地域における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図ることを目的 としており、内国関税的なものではないこと
- ・ 沖縄県内で消費される揮発油については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律により揮発油税等の軽減措置(本土適用税率との差7,000円/KL)が講じられており、本税(1,500円/KL)が課されたとしても、揮発油の移動に重大な障害を与えるとは考えられないこと

を踏まえると、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること」には該当 しないものと考えられる。

(3)(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

沖縄復帰対策要綱(第3次分)(昭和46年9月3日閣議決定)によれば、「沖縄において消費される揮発油税については、本土と沖縄との税差によって値上がりすることがないよう、復帰後の一定期間、所要の軽減措置を講ずる」と、国による軽減措置が明記されるとともに、「離島における燃料用石油製品については、復帰後も一定期間、本島並の価格を維持するため、沖縄県が所要の調整措置を講じ」ることを想定しており、このような方針を受けて今日まで、沖縄県において石油価格調整税を財源に石油製品等補助事業を実施してきた経緯がある。

以上を踏まえると、「国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。